電子政府定着への取組み
—オーストラリア・ヴィクトリア州政府を事例として—

藤吉　圭二

はじめに

本稿ではオーストラリア・ヴィクトリア州の VERS が政府諸機関のなかでどのように定着をはかられているかについて現地（メルボルン）での調査[*1]も踏まえ検討する。VERS とは Victorian Electronic Records Strategy の略称である。1990 年代後半、政府記録の電子ベースでの作成が急速に進行しつつあったことを踏まえ、ヴィクトリア州の公文書館 Public Record Office Victoria（PROV）によって 1998 年に策定され 1999 年に実装された[*2]電子記録管理・利用のための戦略である。実装後も技術の進化に対応して数度にわたり見直しが行なわれる一方で、この戦略に準拠して実装されたシステムが政府内の諸機関それぞれの現場で適正に利用されているかについても検証が進められている。

この VERS についてはこれまでにも検討を重ねてきたが[*3]、本稿ではシステム定着のために進められている現場での取組みに注目し、現地での聞き取り調査などの成果も踏まえて検討を進めていく。検討にあたっては、単に「オーストラリアではこのようにやっている」という事例紹介にとどめることなく、組織全体で電子文書管理の体制を整えるためにはどのような点に留意すべきでどのような部署間連携が必要になるか、また「現場」のスタイルの尊重にはどの程度の配慮がなされるべきかといった諸点につき一般的な知見を抽出することをめざす。

あとでやや詳しく見ていくが、ヴィクトリア州が VERS の立ち上げにとりかかったのは

---

*1　調査は 2012 年 9 月 10 日（月）～ 12 日（水）に実施した。調査参加者は磯村和人氏（中央大学大学院）、岡田順太氏（白鴎大学）、藤吉圭二（高野山大学）の 3 名。

*2　当時のインフラ整備省（Department of Infrastructure）に 480 万ドルの予算を投入して導入された。Implementing VERS in the Department of Infrastructure（VERS@DOI）
http://prov.vic.gov.au/implementing-vers-in-the-department-of-infrastructure-versdoi

*3　藤吉, 2006, 2010a, 2010b, 2011a, 2011b など。

1990年代半ばにまでさかのぼる。日本政府では、それよりやや遅れて2000（平成12）年9月開会の第150回国会で当時の森喜朗総理大臣の所信表明演説において「E―ジャパン」構想が示され[*1]、それを受けて高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が2001（平成13）年1月に打ち出した「e―Ｊａｐａｎ戦略」では、以下に見るように、より踏み込んだ電子政府構想が示されている[*2]。

この「e―Ｊａｐａｎ戦略」の冒頭には国家的目標として政府のめざすところが掲げられる。それは、「我が国は、すべての国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、５年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」というものである。この大目標のもと「Ⅰ．基本理念」と「Ⅱ．重点政策分野」という２本の柱が立てられ、後者の「(２) 推進すべき方策 」に置かれた4政策のうちの3番目として「３．電子政府の実現」が示されている。そこで謳われているのは「2003年までに、行政（国・地方公共団体）内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進、地方公共団体の取組み支援等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、幅広い国民・事業者のIT化を促す」という政策である。明示的になっているわけではないが、や

---

*1　首相官邸サイト掲載の「第百五十回国会における森内閣総理大臣所信表明演説」による。この言葉は演説中「国民運動としてのIT革命」の節に登場する。これが用いられている部分を抜粋すると次の通り。「「日本新生」の最も重要な柱は「ＩＴ戦略」、いわばE―ジャパンの構想であります。「日本型ＩＴ社会」の実現こそが、二十一世紀という時代に合った豊かな国民生活の実現と我が国の競争力の強化を実現するための鍵であるからです。人類は、そして我々日本人は、ＩＴ革命という歴史的な機会と正面から取り組む決意が必要です」。また、電子政府についても同じ節において「電子政府の早期実現、学校教育の情報化、通信・放送の融合化に対応した制度の整備など、多岐にわたる課題についても、「ＩＴ戦略会議」における議論を踏まえつつ、果敢に取り組んでまいります」とある。しかし演説原稿全体を見る限りこの時点では電子政府化とそれを含むIT戦略いずれも経済浮揚策としての側面が強く、たとえば近年になって電子政府にからめて論じられるようになってきた国民の知る権利などについては触れられていない。

http://www.kantei.go.jp/jp/morisouri/mori_speech/2000/0921jpg_syosin.html

*2　首相官邸の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」サイトに掲載の「e―Ｊａｐａｎ戦略（要旨）」による。以下の引用も同じ。

http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/dai1/0122summary_j.html

はり経済活性化の一環として、行政の電子化を進めることによって経済活動を促すような方向がめざされていることがうかがわれ、必ずしも電子政府化による国民の知る権利の向上や、あるいは行政の業務効率の向上といった課題は重視されていないように思われる。

ひとまず以上のような問題点があることはここで確認しておき、そのうえで「ｅ－Ｊａｐａｎ戦略」に示された電子政府化がどの程度実現されたかについて検討すると、そこで目標とされた 2003 年をすでに 10 年経過しているにもかかわらず、そこで示された「行政（国・地方公共団体）内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進」は、必ずしも十分とはいいがたい。たしかにこの「戦略」が示された 2001 年当時と比べれば、インフラの整備をはじめとして進んでいる分野も見られる。しかしながら、そこで最終的にめざされている「電子情報を紙情報と同等に扱う行政」の達成状況はどうかと問えば、実現なお未だしといわざるをえない。

これにはさまざまな事情が考えられる。そもそも 2001 年に打ち出された「ｅ－Ｊａｐａｎ戦略」が電子政府化実現の期限として定めたのが 2003 年であり、2 年間でどれほどのことができるのかという点も問題にされなければならない。また、取組みの期間とは別に、一口に電子政府といってもいくつかの側面があり、これら側面に即して電子化を考えてみると実現の容易な部分と必ずしもそうでない部分があり、その難易にはいくつかの要因が考えられる。

ここで例えば「電子情報を紙情報と同等に扱う行政」を最も容易なレベルで考えるなら、広く周知しなければならない事項を従来の「官報」や新聞広告などに代えて、あるいはそれと併用してウェブ広報するといった手段がある。清書段階のものとはいえ政府情報が過去にまでさかのぼってウェブ公開されつつあることについては、政府のアカウンタビリティの確保を担う重要な一角を占める取組みであることを高く評価できる[*1]。国民全体にでなく特定の政府機関（省庁）が特定の事項についてそれに関連する民間の関係者や関係機関に周知するという場合には電子メールによるファイルの送信という方法も広く使われるようになっている。しかしこれは電子情報利用のごく初歩的な段階にとどまる。すなわち両者はいずれも関係者への告知文という、内容の確定した、いわば「清書」された文書を一方的に電子ベースで配布しているにすぎないからだ。こうした文書が「清書」段階に至るまでには行政内部で文言の検討が行なわれ、文案の修正なども施されるだろう。「清書」された段階でようやく電子化された情報が公開されるというところから進んで、こうした

---

*1　本稿でも引用する日本政府の情報の多くはウェブ経由で取得しており、また後論でとりあげるヴィクトリア州の情報についてもウェブ経由で取得しているものがある。

「決定までのしくみ」の電子化が行なわれ、それが公開されるようになることが国民の知る権利の確保には重要である[*1]。

行政文書を電子化するという課題における大きな困難はここにある。文書が「清書」される前の段階では内部でのさまざまな議論や調整が行なわれ、当然それに伴って文書の修正がなされる。この過程のすべてを電子化するにはシステムを整備するだけでなく電子化に合わせた組織内の意思決定過程の整備と修正が必要とされる。意思決定の過程が電子化されるためには意思決定に関与する者すべてがそれに対応したスキルを身につけなければならない。人の問題は大きい。

また、外部との接点の有無も大きい。政府に限らず企業にせよあるいは学校にせよ多くの組織は外部との交渉を持ちそこでは大量の文書がやりとりされることが通常である。組織運営を電子化するという場合にはこれら外部との文書のやりとりをどうするかという課題の解決が不可欠だ。特に政府機関の場合には関係する外部組織や個人も多く、またやりとりされる文書の種類も多様であることが想定されるので、それらを電子化するということは文書をやりとりする相手方にもそれを求めることにもなるが、現実にそれを強いることは非常に困難が大きいと言わねばならない。機関内部のスタッフに業務の一環としてスキルを身につけさせるのとは異なる困難が、外部との文書のやりとりの電子化には伴う。

このように、「電子情報を紙情報と同等に扱う行政」は、外部とのやりとりのなかで不可避に割り込んでくる「紙情報」にどのように対処するかという点も含め、容易に達成できるものではない。それゆえ VERS 実装後 10 年を経た PROV においても今なお VERS そのものの見直しとともに政府機関の現場へのコンサルティングや支援がつづけられているのである。本稿では政府機関業務への VERS 定着のため PROV によって進められている取組みを見ていくことで、電子政府化がシステムさえ導入すれば完了という簡単なものではなく、導入後も常にシステム面でも人的な面でもメンテナンスを続けていく必要があるものであることを確認し、その「メンテナンス」の内容についてもできる限り具体的に検討を加える。まず最初に VERS のここ 10 年の歩みを概観し（**第 1 節**）、次に VERS の政府機関業務への定着を目的に設置された VERS Steering Committee（VSC）についてその概要を確認し（**第 2 節**）、つづけて、ヴィクトリア州政府機関での VERS 定着のための取組みにつ

---

*1　意思決定のしくみには当然のこととして会議での議論の内容も含まれる。つい最近も東日本大震災、福島原子力発電所事故に対応する政府機関の議事録未作成が問題視されたことは記憶に新しい。これについては一橋大学の瀬畑源氏が公文書管理の問題にからめ簡潔にまとめている。
http://h-sebata.blog.so-net.ne.jp/2012-12-28

いて、去る2012年9月に実施した現地調査を踏まえ、ビジネス・技術革新省（Department of Business and Innovation）（第3節）、運輸省（Department of Transport）（第4節）、財政・金融省（Department of Treasury and Finance）（第5節）の順に見ていくこととする。

１．VERS定着の10年間

ヴィクトリア州政府の各機関にVERSがどの程度の定着を見ているかを確認する前に、本節ではまずVERSが構想され、それに準拠したシステムが実装されて以降の、これまでの経過を概観しておく[*1]。

個人利用の小型コンピュータとインターネットが急速に普及しつつあった1990年代半ば以降、政府オフィスでも種々の書類作成にコンピュータ上のソフトウェアが用いられるようになった。はじめはパソコン上で作成した書類をプリントアウトし、それを手書き作成書類と同じ要領で業務文書として扱っていたが、作成される電子文書の割合が増えるに従って印刷を省かれパソコン画面上で閲覧・確認するような場合も増え、また管理にあたっても印刷された状態ではなく電子データの状態でパソコン本体や記録メディア（当初はフロッピーディスクなど）に保存される場合が増えていた。パソコン普及期には例えば文書作成のような同じ用途で使われるソフトウェアが複数存在しており、また同じソフトウェアであっても1年単位など比較的短期間にバージョンアップを繰り返していたため、数年前に作成された電子データを再生することが困難になる場合が多かった[*2]。

このような状況がこの先ますます拡大していくことにはIT業界を中心に懸念が広まっていたが、PROVで政府文書の保管に携わっていた人々もその懸念を共有していた。特にPROVのようなアーカイブズ機関では政府のアカウンタビリティを遠い未来にわたって確保するため文書の長期保存をすることが任務となっている。電子データによる文書の急速な拡大は長期的な文書保存を危険にさらすものと認識されていた。このようなことを背景に、PROVは1995年からロス・ギブズ館長[*3]のもと、ヴィクトリア州政府内において電子

---

*1　以下の記述はPROVサイト内の各ページおよび調査訪問時に提供された資料による。http://prov.vic.gov.au/

*2　日本の場合にはパソコン普及の前に電機メーカーが個別にワープロを開発し、A機で作成した文書はA機でしか読み込めないといったことが通常だった。

*3　Ross　Gibbs館長は1991年～2003年の在任。彼のもとでVERS策定の中心として活動したJustine Heazlewood氏が後任となり現在にいたっている。

文書（電子記録）の包括的管理のための指針を策定し、政府内で機関横断的な適用を進めた。具体的には、電子記録の作成、管理、利用に関する標準と方針を策定し、それが各機関において実行に移されるよう研修やコンサルタントを行なってきている。VERS 策定のもととなったのは『電子記録の永久的保存』という報告書である[*1]。1996 年に公表され、補足事項も含め 100 ページを越えるこの報告書によって、その後 VERS として結実する電子記録管理の取組みが方向づけられた。それだけ包括的かつ詳細なものであった。これを受けて VERS に準拠した記録管理システムが本格的に開発され、一つひとつの記録を保存するためのフォーマット（VERS Encapsulated Object（VEO） format）が開発された。これは特定のソフトウェアで作成されたもとの文書を、そのままのフォーマットと共に最も一般的なフォーマット（文字情報なら PDF 形式、画像なら TIFF 形式）にも変換して保存し、それらを合わせて電子署名によって改変不能にし保存できるようにするものである[*2]。

ここまでの取組みから得られた知見が 1998 年に『VERS 最終報告』[*3] としてまとめられ公表された。これを受け 2000 年にはヴィクトリア州政府機関が電子記録を利用する際に VERS を指針として準拠すべき基準を定めた PROS 99/007 が公開され、現時点で最新のバージョンは 2002 年に公開されたものである。2000 年をまたいでパソコンの処理速度もインターネット回線の容量も急速に高度化、大容量化し、それに伴って従来の文書や画像だけでなく、動画や音声のファイルの利用が進んだことによるアップデートも施されている。

VERS に準拠したシステムを構築するための標準は、このように着々と整備されていたが、これらは机上の標準にとどまっていては意味がない。この標準に基づいて実際の現場でシステムが導入され、稼働し、かつ現場スタッフによって利用されなければそもそもの目標である政府の電子記録管理は進まない。業務全体を包括するような記録管理システム

---

*1　*Keeping Electronic Records Forever* は、PROV の依頼を受けたメルボルン大学やオーストラリアの公的研究機関である Commonwealth Scientific and industrial Research Organisation（CSIRO）に民間のコンサルタント会社の Ernst & Young が加わって、政府機関の電子記録の永久的保存をどのようにして実現するかという課題に答えた報告書。ヴィクトリア州における VERS プロジェクトはここから始まったといってもよい。

*2　VEO については[藤吉, 2006]で詳しく検討した。「改変不能」とは実際には「アクセス権を持たない者による改変を不能にした」という意味である。VEO では個々の記録にアクセス権を設定し、かつ改変の記録も残せるようにしている。

*3　*Victorian Electronic Records Strategy Final Report*, PROV, 1998。この報告書の作成も先に紹介した報告書と同様に PROV、CSIRO、Ernst & Young の共同作業による。

の導入にはどの省庁も二の足を踏んでいたようだが、そのなかで当時のインフラ整備省（DOI）*1 の長官がこうした取組みに好意的で、システムを実装した検証実験が実施された。この実験は VERS@DOI 実装プロジェクト*2 と呼ばれ、作成時点での電子文書の登録や現場環境での VEO の管理と移管が実際のシステムを利用して実施可能なことが示された。ここで重要なのは、文書（電子記録）が作成段階でアーカイブズのひとつとして登録されるという点である。紙ベースの文書管理が基本であった従来のアーカイブズ機関は、現用を終えた文書類の移管を省庁の現場から受け、それを取捨選択したうえで管理することを主たる任務としていた。しかし VERS 策定にあたっては、これからますます電子記録が増加し、省庁外部との諸連絡についてもインターネット上でのやりとりが主流となっていくことを見越し、現用終了段階ではなく作成段階で記録を登録し、進行中の業務についても外部から要請されるアカウンタビリティを確保できるようなしくみがつくられたのである。

このインフラ整備省での実装プロジェクトにより VERS に準拠した記録管理のシステムが省庁の現場で有効に稼働することが確認されたことを受け、ヴィクトリア州政府と PROV は本格的に政府各機関の電子記録管理に対する VERS の適用に着手する。2002 年には PROV 内に VERS 推進本部*3 が設置され、VERS それ自体を革新していく一方、他の省庁に VERS を実装してくための研修やコンサルティング業務を担うこととなった。それにあわせ、各省庁の IT 管理者からの協力も得て州政府全体で電子記録管理の体制を整備していくことを目的として VERS 運営委員会*4 も設置された。この運営委員会のメンバーが中心的な実働部隊となって政府各省庁での VERS の実装と活用率向上が図られている。また、VERS 推進本部の方では PROV において集積される電子記録を活用するためのデジタルアーカイブについても検討と実際の提供が進められている。

---

*1 Department of Infrastructure（DOI）.

*2 VERS@ DOI Pilot Implementation Project.

*3 The VERS Centre of Excellence（VCE）.

*4 VERS Steering Committee. VERS の持続的な見直しと各省庁での VERS 実装の進捗に責任をもつ委員会。政府直下の予算を同じくする 11 の省庁（inner-budget departments）の情報管理担当者（Information Manager）と PROV スタッフからなり、年に 4 回の会議を持って政府全体の記録管理という視点から方向性を検討しており、現在も活動を継続中である。

2．VERS運営委員会（VSC）*1

本節では、VERS 推進本部設置に伴って政府各省庁の情報担当者を糾合するかたちで組織された VERS 運営委員会（以下 VSC と略す）について聞き取り調査をもとにまとめていく。

先に見たように VSC はヴィクトリア州政府各省庁の担当者（主として IT 管理者）と PROV スタッフとからなり、年に 4 回をベースに会議を開催している。議長を PROV 館長が、事務局を PROV が担っている。この会議を通じて PROV は各省庁における VERS 準拠システムの定着度を検証し助言を提供する一方で、システムの利用において現場スタッフが困難に直面したり不便を感じたりしている事例を収集し、それをフィードバックしてシステムの使い勝手向上の手がかりとしている。VERS が定めているのはあくまでも標準であり、それが業務内容を異にする省庁それぞれの現場で効率的かつ効果的に使われるようにするにはある程度のカスタマイズが求められる。しかし、各省庁の都合に合わせて際限のないカスタマイズを進めれば、政府機関を横断的する包括的な電子記録管理に支障を来す。その両者を念頭に置きつつ適切な許容範囲を、システムを稼働させながら具体的に相談していく場が VSC だと見ることができる。

公式には、PROV は VSC の役割を次のように定義している*2。

> VERS 運営委員会は、VERS 実装のためのプログラムを管理するという非常に重要な役割を果たしており、次のような活動を行なっています。
>
> ・実施中の VERS プログラム全般が政府部内において一定の方向を保って進行するように適切な指導を行なうこと。
>
> ・特定省庁の遂行業務に対応させて VERS を適用するための戦略的な方向性を示すこと。
>
> ・主要な VERS プログラムの遂行と立案において指導力を発揮し、サポートを提供すること。
>
> ・VERS プログラムを推進し支援する戦略的な業務上の解析能力を提供すること。

このような任務を達成するため実際 VSC ではどのような議論がされているのか。その

---

*1　VERS Steering Committee.

*2　http://prov.vic.gov.au/government/vers/vers-governance-and-partnerships/steering-committee

メンバー構成と共に少し詳しく見ておきたい。すでに見たように、VSC はヴィクトリア州政府各省庁から担当者を集め、PROV 館長を議長とする政府内の機関横断的な組織である。2012 年度の構成員名簿をもとに概観しておくことにする[*1]。

(1) ビジネス・技術革新省（Department of Business & Innovation）：
- 情報サービス部（Information Services）主任（Manager）

(2) 初等教育・児童育成省（Department of Early Education & Child Development）：
- 役職調整チーム（Executive Coordination Unit）主任（Manager）
- 情報戦略課（Information Strategy Division）情報戦略調整主任（Information Strategy Relationship Manager）

(3) 生活環境省（Department of Human Services）：
- 機関サービス理事会（Corporate Services Directorate）主任（Manager）

(4) 法務省（Department of Justice）：
- 記録管理コンプライアンス部（Records Management Compliance）主任（Manager）

(5) 土地計画・地域開発省（Department of Planning & Community Development）：
- 情報管理チーム（Information Management Unit）主任（Manager）

(6) 首相・内閣府（Department of Premier & Cabinet）：
- 情報管理・技術部門（Information Management and Technology Branch）各種支援・情報担当主任（Service Delivery & Information Manager）

(7) 持続性・環境省（Department of Sustainability & Environment）：
- 情報管理部（Information Management）プロジェクト担当官（Project Officer）

(8) 運輸省（Department of Transport）：
- 機関システム・財務管理部門（Corporate Systems & Financial Operations）副責任者（Assistant Director）

(9) 財政・金融相（Department of Treasury & Finance）：
- 文書管理サービス課（Document Management Services）部長（Manager）
- 政府支援部門（Government Services Division）技術担当（Technology）、副責任者（Assistant Director）

---

*1　訪問調査時に提供を受けたものに下記 PROV サイトの説明を加え若干補足した。ここからの記載は名簿順に従って進める。なお、省庁名に付した番号と仮訳は藤吉が便宜的につけたもの。
http://prov.vic.gov.au/government/vers/vers-governance-and-partnerships/steering-committee

(10) 第一次産業省（Department of Primary Industries）空席
(11) 自治体連合（Municipal Association of Victoria）：
・地域開発主任（Sector Development Manager）
(12) CenITex
・主任情報担当官（Chief Information Officer）
(13) PROV：
・館長（VSC 議長）
・行政支援担当（Government Services）副館長（Assistant Director）
・政府記録保全担当（Government Recordkeeping）上級主任（Senior Manager）
・VERS プロジェクト担当（VERS Project）上級主任（Senior Manager）
・標準・ポリシー担当（Standards & Policy）上級主任（Senior Manager）
・VERS プロジェクト担当（VERS Project）プロジェクト担当官（Project Officer）※議事録作成担当

以上が VSC の参加者である。政府内に置かれている省庁のほぼすべてを網羅して運営されている[*1]。また PROV からは館長（Director）が議長として VSC を主宰するだけでなく、政府業務サポートのため PROV 内に置かれた各部署からスタッフが出て各省庁からの声をフィードバックする体制を整えている。また、省庁から派遣された担当者だけでなく、VSC には CenITex[*2] の担当者も参加し、IT 分野での技術開発動向を反映させた長期方針が出せるようサポートを行なっている。

これまでに開催されてきた VSC の会議について、訪問調査時に PROV より提供を受けた議事録（Minutes）がいくつか筆者の手許にあるので、具体的にどのようなことが話し

---

*1 念のためヴィクトリア州政府の公式サイト（下記）で確認すると、政府内で省（Department）の名称で設置されているものには他に健康省（Department of Health ／ http://www.health.vic.gov.au/）がある。この省からは担当者が派遣されていないがこの省の扱う情報には医療情報（カルテ）など個人情報を含むものが多くあり、すでに VERS が本格稼働する以前よりその電子化には注意が払われてきている。そのような事情もあって VSC 参加の必要性が低いのかもしれない。詳細については次回調査時に確認したい。

http://www.vic.gov.au/government-economy/victorian-government.html

*2 Center for IT Excellence の略称。「セニテックス」と読む。州政府の IT センターと見なせる。

http://www.cenitex.vic.gov.au/

合われているのか少し見ておきたい。

例えば2012年3月30日開催分の議事録（VERS Steering Committee Minuets 30 March 2012）を見てみよう。議事録はA4サイズで13ページ、構成は次のようになっている。

(1) 1ページ：表紙

(2) 2～4ページ：前回会議のまとめ

(3) 5～13ページ：検討事項

それぞれについて、まず形式的な面について触れておく。

(1) 表紙

表紙には参加者（Attendees）と欠席者（Apologies）の名簿が記載され、参加者の方には代理の場合それも明示してある。たとえばこの回に出席しているPROV副館長のGreame Hairsine氏が、通常なら議長を務めるPROV館長のJustine Haezlewood氏の代理として出席していることが示されている。このようにして、会議を欠席したメンバーおよびその所属する省庁にも会議の結果が遺漏なく通知されるような準備が整えられている。

(2) 前回会議のまとめ

前回検討された事項は23項目。1行5マスの表形式になっており、左のマスから順に、事項番号（No.）、所有者（Owner）、説明（description）、更新／コメント（Update/comments）、状態（Status）に分けて書き込まれている。興味ぶかいのは、事項番号が飛び飛びになっている点で、具体的にこの議事録では、最初が18、次が26で、以下、31～33、35～45、47～53となっている。当該年度に提案された検討事項は1年を通じて提案された順に通し番号が付され、決着した時点で議事録から削除され欠番となるように設定されている。一つひとつの会議においては事項番号が飛び飛びになっているのは不便に感じられるかもしれないが、年間を通じてひとつの事項がどのような検討の経過をたどったのかを確認したり、また年間でどのような事項が検討に付されたのかを確認したりするには適切な方法と見ることができる。

またOwnerの欄には検討事項の1件ごとにメンバー1人の個人名が付され、その検討事項についてVSC内の誰が責任をもって進めていくかについて役割分担が明示されている。これはVSCが一組織の部署であるというよりも複数組織から代表を集めて組織された合議体であり、個々の案件につき誰が担当するかを決めておく必要があることに由来している。次にDescriptionには検討事項の概要と特記すべきことが記載され、Update/comments欄には補足事項とともに参照すべき別添資料が列挙されている。

最後につけられているStatusの欄が興味ぶかい。各検討事項はStatus欄でみっつに分類されている。すなわち、Ongoing、Closed、Newである。容易に想像されるとおり、Ongoing

とは前回の会議で決着がつかず、今回の会議に持ち越すことになった事項、Closed とは前回の会議で決着した事項、New とは前回の会議で新規に提案された事項である。このように分類することで、それぞれの事項の進捗状況が一目瞭然となるように配慮されている。全体として、個別の検討事項について議論するのと併行して、それぞれの事項がどの程度の進捗を見ているかメンバー全員がこれを見ることで俯瞰できるようになっている。VERS はそれ自体が個別の課題である一方、その定着は各省庁の現場において進められなければならない。こうした機関横断的な課題について、ひとまず PROV がイニシアティブを握るとしても、それぞれの機関で VERS 推進に中心的な役割を果たす人々すなわち VSC メンバーがプロジェクト全体を常に見渡しながら議論に参加できるようにしている点は注目に値する。

聞き取り調査で得た印象から推測されるのは、VERS の開発に注力してきた PROV では、それを各機関に定着させていくにあたり、機関それぞれの内部に積極的な協力者を確保する必要性を痛感していたのではないかということだ。VERS に準拠した標準的なシステム自体は PROV で開発可能だが、それが業務の現場で利用されるようにするためには PROV スタッフが出向いて短時間のレクチャーをするだけでは不十分だと気づかれたのではないかと思われる。PROV が各省庁に出向き VERS の必要性やそれに準拠したシステムの利用法についてのレクチャーに力を入れてきたことは種々の活動報告[*1] によっても確かなところだが、IT システムの習熟には、バージョンが新しくなったソフトウェアや OS と同様に、いわゆる「かゆいところに手の届く」サポートが重要な役割を果たす。それには機関外部から時々訪問して手助けする PROV スタッフよりもその機関に常駐しているスタッフの方が適任である。また、そうしたサポートの性質だけでなく、その機関の現場での記録利用・管理のあり方に知悉し、それを踏まえたサポートができるという点でも内部スタッフは適任である。VSC に集まるメンバーは、各省庁でそうした業務を担う現場のスタッフたちだということができる。

VSC はこのように組織され、運営されている。そこでの議論を逐一見ていくだけの紙幅はないが[*2]、この委員会が、必ずしも PROV が一方的に各省庁を牽引しているというだけのものではないことが、そこからはうかがわれる。たとえば、検討事項 45 ではサード

---

*1　たとえば年次報告。http://prov.vic.gov.au/about-us/media-releases/annual-report-archives

*2　とはいえ、この議事録を VSC 立ち上げ時から追っていくことによってヴィクトリア州政府各省庁への VERS の浸透はより具体的に見ることができるだろう。今回提供を受けたのは数回分だけなので、別稿を期したい。

・パーティー の著作権の処理[*1]に関して財政・金融省からの報告がなされている。こうした点からも理解されるとおり、PROV のイニシアティブのもとで VERS 定着のために設置されている VSC は、政府省庁の全体にわたる電子記録管理を推進するにあたり機関横断的な課題を歩調をそろえて解決していく場としても機能し、その解決のためにそれぞれの省庁が得意分野で貢献するようなしくみになっていると見ることができる[*2]。

ここまでに見てきたことをあらためてまとめておこう。VERS（Victorian Electronic Records Strategy）は、政府の業務記録が紙ベースから電子ベースに移行することを見越し、かつ、その過程で電子記録の作成が多様なアプリケーションソフトによって行なわれ、将来的に読み取り可能な状態で保存されるかどうか保証できなくなることを見越し、政府機関全体で電子記録を適切に作成・管理するためのシステムを構築すべく、PROV（Public Record Office Victoria）を中心として策定された。VERS ができてからは、それに準拠したシステムを導入するよう各省庁に対して PROV がワークショップやコンサルティングを推進した。システムの導入がある程度まで進んだところで次に課題となったのは、導入されたシステムが業務の現場で適切に利用されるようにしなければならないということであり、この段階で PROV による一方的なサポート提供ではなく、各省庁の情報管理担当者による現場でのサポートとそのサポートを通じて現場から PROV にもたらされる VERS 準拠システム活用に関するフィードバックの重要性が増した。これを受けて VSC（VERS Steering Committee）が設置され、3 か月に 1 回の定例会議を通じて政府内の省庁全体が可能な限り足並みをそろえて電子記録管理の課題に取り組めるような体制が整えられた。

このように見てくると、あらためて政府記録の管理という問題は、仮にその中心になるのはアーカイブズ担当の機関であるとしても、政府機関横断的な合議体を通じて推進することが有効でもあり、また必要でもあるということが理解される。記録管理のシステム自

---

*1 ウェブ公開されている公的記録が特定の目的に合わせて第三者によって加工された場合その著作権の帰属をどうするか、などに関する問題。特にデジタル化以前につくられた公文書には廃棄処分後に古書店経由で民間に流出している場合もあり、たとえば古い地図類などは人気を博していることがある。また現在のシステムで文書がつくられる場合にもシステムベンダーなどとの間での権利の処理が必要になる場合がある。

*2 日本政府のばあい内閣府のもとに公文書管理委員会が設置されているが、事務局を除けば大学教員や弁護士など、いわゆる民間の学識経験者が構成員でありそこでの議論の成果は総理大臣に答申することになっている。各省庁から担当者が集まり機関横断的に記録管理という課題に取り組む組織が政府内に設置されているかどうか、政府のウェブ広報を見る限りはっきりしない。

体はアーカイブズ機関の努力によって開発することが可能かもしれないが、それが実際に使われるようになるためには、単なる強制だけでは有効性を保てないということだろう。

すでに見たように各省庁からの代表として VSC に参加しているメンバーは、それぞれの省庁において VERS 準拠システムの利用を推進する立場にある。次節では滞在期間内に訪問調査に協力してもらえたみっつの省について、それぞれの電子記録の管理と利用の推進に関する取組みを見ていくこととする。協力を得たのは、ビジネス・技術革新省[*1]、運輸省[*2]、財政・金融省[*3] である。これらの聞き取りを通じてシステムの標準を策定することと、それを現場に定着させることとの間で必要となる視点や作業を垣間見ることができるだろう。

3．各省庁での取組み（1）ビジネス・技術革新省

ビジネス・技術革新省（本節では以下、本省と呼ぶ）が任務とするのは、「ヴィクトリア州の多様で活力ある経済の成長に向け、ビジネスを支援する政策やプログラムと革新的な産業の発展をサポート」[*4] することである。日本でいうと経済産業省のような役割を担う政府機関と見ることができるだろう。以下、聞き取り調査の内容をまとめていく。

本省ではその任務の関係から外部の民間企業との接点も多い。それゆえ省内で VERS 準拠システムを定着させるためには組織内部での記録管理もさることながら外部の諸組織に対して VERS 準拠システムによる記録の管理に関する協力を得ていくことが重要だった。これらビジネス領域での VERS 普及・定着をめざして進められたのが VERS Implementation Project（VIP）である。省内にある情報サービス（Information Services）部門が中心となってこれを推進した。本省を含む政府機関には市民へのアカウンタビリティという責任があるが、一方民間企業にも顧客に対するアカウンタビリティが求められ、法の遵守（コンプライアンス）を示す記録の作成・保存も求められる。この視点からビジネス領域で VERS を普及するため次のようにみっつの要素がまとめられた。

・不十分な情報管理が経済成長にもたらす潜在的な損失

・営業上重要な情報の統合と安全性に関わるリスク

---

*1 Department of Business and Innovation.

*2 Department of Transport.

*3 Department of Treasury and Finance.

*4 http://www.dbi.vic.gov.au/

・情報管理のしくみが法的な要求を満たせない危険性

情報管理にまつわるこうしたネガティブな要素を排除するため本省の記録管理を VERS 準拠のシステムに改善していく一方で、それに合わせることによって民間の企業活動も法的な保護が得られるだけでなく、経済活動そのものの安全性と効率性を高めることができるという告知によって民間企業にも VERS 準拠システムへの理解を求めていき、徐々に広まってきているという。本省のばあい多様な分野での産業活動促進という側面ももっているためコンサルティング的な業務のなかに適切な記録管理への注意喚起を含めることも可能なようだ。

省内での取組みを見ておこう。VERS 準拠システムの導入は必ずしも最初から歓迎されていたわけではなかった。現場スタッフは従来の、すなわちある意味で「我流」で通してきた電子記録の管理方法を変更することに強い抵抗を感じており、上層部もそういう抵抗によって VERS 準拠システムの導入がうまくいくかどうかに懸念を抱いていたという。またコンピュータの導入によって保管スペースの心配が軽減されたため、各部署のサーバやスタッフの個人用パソコンには不要となった電子記録が大量に残されており、それらを保存すべき記録から選別して廃棄するという、手間がかかり、かつ当面の業務遂行には障害となるような作業も想定されていた。まさに必要な記録までが散逸寸前の状態にあったといっても過言ではないだろう。このような状況下でまず政府として必要な記録を確実に保存、管理し、ステークホルダー（納税者や取引先）への責任を果たさなければならないというコンプライアンスを強調することで導入を推進し、省内の全スタッフに対する利用研修のワークショップを開催した。他の省庁にも見られることだが本省においてもいわゆる「新しもの好き」のスタッフがいてその人々が何回かの研修を通じて次第にパワーユーザへと「成長」し、周囲のスタッフの身近な「ヘルプデスク」として機能するようになってきた時点で、システムの全省的普及に加速がかかったという。

この点に VERS 定着の鍵があると判断した情報サービス部門では、システム導入後の早い時期からスタッフ全員に対する標準的な研修を実施するのと併行して各部署においてパワーユーザを開拓し育成することに力を注いだ。本省は業務の関係から現地事務所を多く持ち[*1]、それぞれの現場まで頻繁に出向いて研修を実施することは困難なこともあって、パワーユーザの育成はその業務形態に適合したシステム定着の方法であったと見ることができる。パワーユーザに対しては正規の研修の場以外でも情報サービス部門から積極的に

---

*1 海外事務所 12、州内の地方事務所 12、大都市事務所 5 があり、本省自体は 6 の業務部門からなっている。職員はおよそ正規職員が 600 名、契約職員が 400 名である。

コンタクトをとり、それぞれの現場で発見されたシステム利用上の問題や一般的な職員のスキル状況などについてフィードバックを受け、省全体としての定着プログラムに反映させていったという。

このパワーユーザへの着目は、PROV レベルで各省庁に協力者を得てシステムを定着させていくという手法と同様のものと見ることができる。導入の初期段階では、ある意味でアカウンタビリティやコンプライアンスを大義名分とした強制的な手法も可能かもしれないが、すべてのスタッフがシステムを大きな困難なく利用するという段階に進むには、強制ではなくより協力的なサポートが必要になるだろう。省内の情報サービス部門という一部署には人的な制限があってそれを達成できないとなれば、各部署に協力者を養成していく方法が追求されてよい。現在は省全体で 10 名に 1 名の比率でパワーユーザを確保し、パワーユーザへのサポートを通じてシステムの利用度を高めていく体制が整えられているという。パワーユーザを通じた利用サポートにより一般職員のシステム利用も増え、それにより記録の適切な管理が進んだため、過去の記録の検索が容易となり、結果として過去の記録の利用が増えて業務遂行の効率化がようやく目に見えるかたちで現れてきつつあるというのが現状の観測として語られた。

4．各省庁での取組み（2）運輸省

運輸省（本節では以下、本省と呼ぶ）が任務とするのは、「より安全で、公正で、環境に優しい運輸システムを構築し、ヴィクトリア州のすべての人々がより豊かでつながりの深いコミュニティをつくりだせるようにする」[*1] ことである。もとはいくつかに分かれていた運輸、公共交通に関する部局が、「運輸システムに関するあらゆる決定が統合された意思決定システムのもとでなされ、同一の目標に資する」ことを目的として制定された運輸統合法[*2] によって 2010 年に統合され、道路や空港、港湾の建設、公共交通システム、タクシー業者管理などを一元的に行なうようになった。日本でいうと国土交通省と同様の機能を担う政府機関といえるだろう。その統合された機関のひとつにインフラ整備省（DOI）[*3] があった。これは先述のとおり 1999 年に政府機関で先行的に VERS を導入した機関である。PROV 関係者によると、当時の DOI の大臣がこうした取組みに積極的で、現

---

*1　http://www.transport.vic.gov.au/about-us　次の引用も同じ。

*2　Transport Integration Act 2010

*3　Department of Infrastructure.　この立法に先立ち DOI は DOT に名称変更していた。

在もその雰囲気は保たれているとのことである[*1]。

本省で VERS 準拠システムを含む情報管理全般を担当している情報管理部門[*2] では、主要な任務を次のように定めている。

・情報管理：省内でのアドバイスとサポート

・記録・電子文書の管理：システム構築とポリシーの策定およびそれに基づくサポート

・ウェブサイト管理：システム構築とポリシーの策定およびそれに基づくサポート

・ライブラリー・サービス：契約書管理

・省の最高情報責任者（CIO）へのサポート

このように整理されるとどれも当然のことのように思われるが、先にも触れたように本省はバスやトラムといった公共交通の現業部門を抱え、乗客、取引先といった外部とのやりとりも多い。これはタクシー業界を管理していることを考えてみるとわかりやすい。タクシーは運行記録簿や乗客に渡す領収書などが会社によってまちまちの書式を用いているのが普通である。それが政府への営業報告書の資料として提出された時には書式の異なる大量の資料が集まることになる。また省内でも当初は記録管理のためにさまざまなシステムが用いられ、相互に参照可能とはなっていなかったため結果として情報検索に重大な支障を来していた。タクシーの領収書（の控え）のような小さな記録が膨大に発生するという独特の問題を本省は抱えており、記録類の電子化の進行につれて事態の収拾はさらに困難になることが見越されていた。このような背景があって VERS 準拠システムの先行的な導入が試みられたのである。

本省では VERS に準拠して eDRM[*3] というシステムを導入し、その利用法を省内の全スタッフに定着させていくための取組みを進めている。そのために先に見たビジネス・技術革新省と同様にパワーユーザの育成に努めている。調査時点でのパワーユーザの比率はビジネス・技術革新省よりも高く、およそ 20 %に達しており、ほぼ省内にまんべんなく存在しているため技術的な普及もかなり容易になってきているとのことであった。技術的な

---

*1　実際、PROV が実施した各省庁における VERS 準拠システムの定着度は DOI では 2004 年には 63 %、2005 年に 94 %にのぼる。管轄下に多くの現業事業を抱えていることを考慮すれば著しい伸び率と評価されている。

*2　Information Management.

*3　Electronic document and record management system の略称。

普及については単にパワーユーザに頼るだけでなく、コンスタントにニュースを発行し[1]、利用に不慣れなスタッフが迷いやすい操作についてイラストやチャート入りで説明している。利用のための説明だけでなく、このシステムで記録を管理することにより業務上どのようなメリットがあるかについても事例を挙げて解説し、業務の効率化と利用できる情報の拡大と、両方の点で意義あることが強調されている。

これまでeDRAMというVERS準拠システムの利用は順調に進んできていると言えるが、これには相当の予算を割いて研修やヘルプデスクを充実させてきたことにもよっている。この点につき会計検査院からはより「効率的」な普及活動を要求されるなど、普及のコストパフォーマンスにも制限が設けられ始めているという。今後はパワーユーザの協力を強化するとともに、困った時にいつでも参照できる説明書をより使いやすくしてイントラネット上に公開するなどの方策に力を入れる必要があるとのことであった。

５．各省庁での取組み（３）財政・金融省

財政・金融省（本節では以下、本省と呼ぶ）が任務とするのは、「経済、金融、資源の管理ポリシーに関するアドバイスを提供することで政府がその政策に基づいて結果を出すことを支援する」[2]ことであり、「財政・金融省の革新的で専門的なアドバイスによって、責任ある財政枠組みのもとでの経済、社会、環境に関する目標を達成することができる」としている。基本的には日本の財務省と同じ役割を果たすものと見てよいだろう。

ここでは現場での記録管理という側面で興味ぶかい話を聞くことができた。大きくふたつに分けてまとめておきたい。いずれも極めて「人間的」な要素をもつ。

まずひとつは携帯端末にまつわる問題である。本省では業務上の取引先などと庁舎外に出て打合せや会議などをする場合に備え職員に携帯用の端末[3]を支給している。出先で何か資料が必要になった場合、それまでならその場で一度切り上げ庁舎に戻って資料を探し出してから後日につづきを話し合うというようなことが日常的だったが、モバイル端末の導入により、そうした資料の不足による業務の停滞をかなり解消できただけでなく、プリ

---

*1　*eDRAM guideline* や *eDRAM Case Study* など内容によっていくつかの種類があるが、すべてA4サイズで統一され、情報量は大体1ページ分、多くても2ページ分（両面刷り）に抑え、簡単に読めることが心がけられている。

*2　http://www.dtf.vic.gov.au/　次の引用も同じ。

*3　Apple社のiPad。

ントアウトした紙資料を持ち運ぶ手間も消滅した。これにより適切な電子記録管理へのインセンティブを高めることができた点は喜ばしいが、一方でモバイル端末には置き忘れや紛失といった危険が伴う。もちろんそれを想定してパスワードによるロックをかけるようスタッフには奨励しているが、それが確実になされているかどうかまでは（現状では）追跡しきれないとのことだった。個人のプライベートな携帯電話が紛失し、悪意の第三者に利用された場合の被害を考えれば、これは、極めて初歩的ではあるが電子記録管理にとって非常に重要な問題であると見ることができる。

次に記録を保存する際のファイル名管理の問題である。電子ベースであれ紙ベースであれ、個々の記録には名前がつけられなければならないし、特定の業務単位ごとにまとめてフォルダ（ファイル）に納められなければならない。そのフォルダ名をどのようにつけるのかについて、まだ十分に標準的なものが定着しておらず、一部試行錯誤の段階にあるとのことであった。たとえば業務単位を担うチームの名称や組織内での部署や役割がフォルダ名として用いられることが多いが、それらの名称が後日の検索のさい有効に働くかどうかについて今後も検証が必要との認識が示された。ファイル名はあまり長くすれば煩雑になり、短すぎると似通った名称が増えて検索にも不便となる。検索効率は検索する側の主観的な印象によってもかなり左右されるだろう。こういうところに電子記録といっても人間的な要素を見ることができる。

コンプライアンスやアカウンタビリティは記録管理を強制的に進めるには有力な大義名分になるが、それだけで職員に積極性を喚起することは困難である。その意味でファイル名の選択も含め適切な記録管理は後日の参照を容易にし、結果として自分たちの業務遂行を効率的にするという感覚が喚起される必要がある。これをどう強化していくかが今後の課題になっていると担当者は見ているようだ。

おわりに

以上ここまでで VERS の策定から政府各機関への導入の経緯を概観し、今回の調査で訪問することのできたみっつの省について VERS 定着の進捗状況をまとめてきた。細かいところまで見ていけば、省によってさまざまな差異を取りあげることもできるが、いずれの省においても共通しているのは、システムそのものよりもシステムを使いこなす人材の側に大きな比重が置かれていること、そして、記録管理という作業が業務そのものではなくどちらかといえば業務支援的な側面を持つものであることによって、特にリーマンショック後の財政緊縮という状況下では十分な予算措置をとることができにくくなっていること

であった。

そうした困難を抱えてはいるものの、適切な電子記録の管理が進行するにつれその検索も容易となり、それが職員に過去の経験（記録）を参照することを促すようになっているという状況ははっきりと見てとれた。当該業務の担当者だけでなく省内のほぼ誰もがさしたる手間もかけずにオンラインで他部署の業務記録も見られるようになったことで、過去の経験を踏まえて現在の業務に取り組むということが容易になり、活発になっているように思われた。業務記録の適切な電子的管理は、特にその初期にはパソコンの操作に不慣れな世代が多くいたこともあってとんとん拍子には進まなかったが、世代交代が進み、また年を経て電子記録が蓄積されていくことによって次第に定着しつつあると見ていいようだ。

ただし、それが世代交代によって「自然」に進んだと考えるのは誤りであろう。コンプライアンスとアカウンタビリティを大義名分として電子記録管理のための標準すなわちVERS を策定し、それが仕上がってからは各省庁に積極的にサポートとコンサルティングを提供する一方、それぞれに理解ある協力者を確保して政府全体でバランスをとりながらVERS 準拠システムを定着させてきた PROV の貢献を抜きにして、平均すれば 10 年間かけて政府機関全体で 80 %程度の定着率は達成できなかったと思われる。PROV と協力して所属する省庁で VERS 準拠システムの定着に力を注いできた情報管理担当者による、それぞれの現場に合わせた定着の地道な努力も注目されるべきだろう。すでに指摘したように、PROV が核となり、それぞれの省庁から情報管理担当者が集まって VSC を構成し、さらに各省庁の現場ではパワーユーザの発掘と育成が取り組まれている。こうした段階的なしくみをつうじて VERS をベースとした電子記録管理の知識と技能が適切に伝播していったものと整理することができる。その意味でやはり、ヴィクトリア州政府における VERS準拠システムの定着には、人の要素が大きいと見なければならないだろう。筆者らが VERSの調査を始めた 2005 年当時には「先進的な電子記録管理のシステムが開発された」という程度の認識で、それを移植すれば日本における記録管理の問題も解消するかのような錯覚をしていたが、5 年余にわたる調査を通し、あらためて人材の重要性に気づかされたといわなければならない。

人材という視点からもう 1 点、最後につけ加えておきたい。いずれの省庁でも訪問調査

で説明をしてくれたのは正規職員の情報管理担当者*1だったが、必ずサポート役としてITの専門家が数名ついて補足説明をしてくれた。話の途中で聞いたところでは、もとはシステム開発企業に勤めており、VERS 定着のためのプロジェクトにヘッドハンティングされたというスタッフもいた。その人件費は VERS 導入のための予算として獲得しているとのことであった。こういう機動性のある予算措置と人材調達が PROV の取組みを空回りさせず、適切に各省庁の運営に反映させていると見受けられた。本稿では踏み込まないが、業務遂行の適切性と人事制度の適切性には密接な相関があるのではないかとうかがわせるところがあったことを付記しておきたい。

日本では年金記録の廃棄をはじめ記録管理に関してはネガティブなニュースによって人々の注目を集めることが多い。東日本大震災・原子力発電所事故の対策会議の議事録がほとんどとられていなかったという問題も記憶に新しい。公的なものについては業務遂行であれ会議であれ記録を作って保管し、必要に応じて公開するという「文化」それ自体の醸成から始めなければならないと言っていいかもしれない。外国の先進事例を学ぶだけでなく、それを踏まえて自分たちの「文化」を見直すことが求められている。

文献

国文学研究資料館アーカイブズ研究系（編）, 2010,『アーカイブズ情報の共有化に向けて』岩田書院.

全史料協（監修）, 1997,『文書館用語集』大阪大学出版会.

藤吉圭二, 2006,「電子ネットワーク時代の組織記録—オーストラリア・ヴィクトリア州のＶＥＲＳを事例として—」『高野山大学論叢』41, pp. 1-21.

———, 2009,「記録管理を支えるもの—草創期のオーストラリア・ヴィクトリア州を事例として—」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』5, pp. 23-34.

———, 2010a,「ネットワーク時代のアーカイブズ—アカウンタビリティ確保の拠点として—」国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『アーカイブズ情報の資源化とネットワークの研究』pp. 119-127.

*1　3 省とも女性がトップだった。偶然かどうかはわからないが、VSC も女性メンバーの比率が高いことを考えると記録管理やアーカイブズといった仕事に就くのはそもそも女性スタッフが多いということかもしれない。

———, 2010b, 「政府機関横断的な記録管理に必要なもの―オーストラリア・ヴィクトリア州の公文書管理法成立前夜―」『国文学研究資料館紀要　アーカイブズ研究篇』6, pp. 33-47.

———, 2011a, 「体制転換とアーカイブズ―ハンガリー国立アーカイブズを事例として―」『高野山大学論叢』46, pp. 1-16.

———, 2011b, 「公文書は誰が守るのか―オーストラリア・ヴィクトリア州の公文書管理法とハリー・ナン―」『国文学研究資料館紀要　アーカイブズ研究篇』7, pp. 17-33.

藤原書店（編）, 2008, 『別冊 環 図書館・アーカイブズとは何か』藤原書店.

Brown-May, Andrew & Swain Shurlee (eds.), 2005, *The Encyclopedia of Melbourne*, Cambridge University Press.

Fujiyoshi, Keiji, 2011, Archives, Accountability, and Democracy in the Digital Age, Keiji Fujiyoshi (ed.) *Archives, Accountability, and Democracy in the Digital Age*, JSPS & Koyasan University, pp. 1-12.

Gibbs, Ross & Heazlewood, Justine, 2000, *Electronic Records − Problems Solved?: the Victorian Electronic Records Strategy and the future of electronic record keeping in Victoria*, PROV.

Harris, Vicky, 2012, *VERS Managing Digital Change to Leverage Business Support*, Department of Business and Innovation.

Maynell-James, Cathy, 2012, *VERS Refresh ~ building our relationships with Government*, PROV.

———, 2012, *Doing business with Government Departments − How Archives can establish trust and build relationships*, PROV.

Public Record Office Victoria, 1996, *Keeping Electronic Records Forever*, PROV.

———, 1998, *Victorian Electronic Records Strategy Final Report*, PROV.

———, 2005, *Proactive*, PROV.

———, 2011, *Annual Report to the Minister 2010-2011*, PROV.

———, 2012, *VERS Stragety*, PROV.

Russel, EW, 2003, *A Matter of Record*, PROV.

Swanston, Virginia, 2012, *VERS: Electronic document and records management in Transport = eDRM@DOT*, Department of Transport.

Waugh, Andrew, 2012, *VERS policy issues*, PROV.

ウェブサイト（いずれも 2013.1.20 に最終確認）

Public Record Office Victoria　http://prov.vic.gov.au/

Victoria Online　http://www.vic.gov.au/index.html

Department of Business and Innovation　http://www.dbi.vic.gov.au/

Department of Transport　http://www.transport.vic.gov.au/

Department of Treasury and Finance http://www.dtf.vic.gov.au/

付記

今回のメルボルンでの調査においては PROV スタッフをはじめ多くの方々に大変お世話になった。以下に挙げるのは名刺を頂戴した方のみで他にも多くの方にお話を伺うことができた。記して感謝申し上げたい。

David Brown（PROV）, Alison McNulty（PROV）, Cathy Meynell-James（PROV）, Andrew Waugh（PROV）, Vicky Harris（Department of Business and Innovation）, Peter Van Dalen（Department of Business and Innovation）, Virginia Swanston（Department of Transport）, Greg Armstrong（Department of Transport）

本稿は、科学研究費補助金（基盤研究(B)）「国際比較に基づくアーカイブズと社会の関係に関する総合的研究」（課題番号 22330164）による研究成果の一部である。